

堀内大造市長に対する問責決議

市長は令和8年3月19日に議会が否決した議第9号令和8年度大和高田市病院事業会計予算について、電子カルテ予算の値上りを回避するため市長が主張する、議会を招集する時間的余裕がなかったとの理由で3月23日に専決処分を決定されましたが、議会側は、本年度は3月31日までであり、議会を招集する時間的余裕がなかったとの理由には問題があり、専決処分は到底認められないため、専決処分は全会一致で不承認、市長に対する辞職勧告決議は賛成多数で可決されました。

6月議会に提出された議第31号令和8年度大和高田市病院事業会計補正予算（第1号）において、電子カルテ予算の値上りを回避する目的で一刻も早く契約の締結を行う必要があるとして専決処分したにも関わらず、現在においても電子カルテ予算の値上りで契約すら締結できていません。

このことから、市長の説明と結果について、大きな乖離が生じ、この結果については市長が責任を負うべきと考えます。また、当初予算のままで専決処分するとき電子カルテの予算について、値上りの情報があったことから当初予算の4億5千万円で契約できるかを十分に精査すべきであったこと、市長が認めている分だけでも進め方には不手際があり、1億6千万円の増額、1億9千万円の増額となり、結果6月議会には約8億円で議案として提出されています。

専決処分までして行った当初の予算4億5千万円では契約できず、3億5千万円負担増の約8億円まで市民負担になった結果責任は非常に大きいと考えます。

よって、問責決議を提出します。

令和8年6月25日

大和高田市議会